

商品券取扱事業所募集

(宇土市住宅リフォーム助成事業)

令和3年度住宅リフォーム助成事業に伴い、商品券の取扱事業所を募集します。商品券は事前に登録された店舗のみ利用が可能です。

① 登録申請期間

期間：令和3年6月1日(火)～令和3年7月9日(金)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請とします
(7月9日消印有効)



② 商品券流通想定額 約1,100万円

③ 商品券取扱期間

令和3年8月1日(日)～令和4年1月31日(月)

④ 対象事業所

宇土市内に事業所を有し、消費者向けの販売や飲食料品等のサービスの提供を行っている商工業者等。昨年、宇土市商工会に取扱店舗登録をされた事業所も、再度新規登録をお願いします。

ただし、次の業種の事業者は対象外とさせていただきます。

- ・遊技場等の娯楽施設(パチンコ・スロット・マージャン店・場外車券等の射幸心をあおる業種)
- ・性風俗関連特殊営業店等
- ・本事業の目的に添わないと認められる業種

◆申込方法 (※申請様式等はHPからダウンロードできます)

下記の必要書類を記入し、市商工観光課まで郵送にて提出してください。

- ・商品券取扱事業所登録申請書
- ・振込先の口座番号、口座名義等がわかるもの、若しくは通帳のコピー
- ・市内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有するものであることを証する書類
(法人登記簿謄本の写し、確定申告書の写し等)

◆換金期間・方法

換金期間：令和3年8月2日(月)～令和4年2月15日(火)

換金方法：下記の必要書類を記入し、宇土市商工会へ提出してください。後日振り込み(手引きP4参照)となります。

- ・商品券取扱事業所換金請求書
- ・使用済み商品券(裏面に事業所名記入、押印)

◆問い合わせ先

宇土市 商工観光課

住 所 〒869-0492 宇土市浦田町51

電 話 0964-22-1111 (内線612)